２　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

第二十五条の二の二第五項中「連結子法人」の下に「（同項の表の各号の第一欄に掲げるもの」を加え、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第七項中「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第七項中「特定機械装置等」に、「に規定する特定機械装置等」を「の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に、「同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「」を「同条第八項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「第一項第三号」を「第四項」に改める。

第二十五条の二の三第一項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を削り、「をいい、当該特定機械装置等が建物」を「（建物」に、「構築物である場合にあっては当該特定機械装置等」を「構築物については、これら」に、「をいう」を「）をいう」に改め、同条第二項中「（当該いずれか遅い日同条第七項中「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第七項中「特定機械装置等」に、「同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「」を「同条第八項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる」に改め、「「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と」を削り、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十五条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。以下この項及び」を「者をいう。」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けたものが、当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改める。

第二十五条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日を含む各連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該給与等の額（同表の第三号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給するものに限る。）のうち租税特別措置法第六十八条の九の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除する金額の計算の基礎となった金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に税額控除割合（当該各号の第四欄に掲げる割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

法人	期間	雇用者	割合
一　福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第四項の規定による提出企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）内に所在する			